

ソラーナデイサービスセンター
指定通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みのり福祉会が設置経営する、ソラーナデイサービスセンター通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う、指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員が、要介護状態にある高齢者に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、その利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図ると共に、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療、福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ソラーナデイサービスセンター

(2) 所在地 山形県東田川郡庄内町南野字北野100番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管 理 者 1 名 (併設施設兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を統括する。

(2) 生活相談員等

生活相談員	1名以上
機能訓練指導員	1名
看護職員兼機能訓練指導員	1名(兼務)

生活相談員等は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(3) 介護職員 5名以上

介護職員は、利用者の通所介護計画に基づき、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は、要介護状態となることの予防に資するよう懇切丁寧に行うことを旨とし、日常生活を営むことが出来るよう必要な援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(但し1月1日～3日を除く)
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は1日35名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに、利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

(4) 送迎サービス

利用者の送迎。

(5) 入浴サービス

清拭、洗髪。洗身等における清潔の保持。

- (6) 給食サービス
利用者に喜ばれる嗜好に合った食事の提供。
- (7) 相談、助言等に関する事
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
- (8) 事故発生時の対応
利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする、なお指定通所介護が法定代理受領サービスであるときに、利用者が支払う額は介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2. 食費(昼食代) 1食当たり 700円
- 3. 利用者の選定により、通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね20キロメートル未満 500円
 - (2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね20キロメートル以上 1,000円
- 4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名(記名、押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、庄内町とする。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 利用者に守ってもらうこと。

- (1) 他人に迷惑をかけず、相互の融和を図ること。
- (2) 建物や備品等は、大切に扱うこと。
- (3) 火災防止上、次の点に注意を払い火災防止に協力すること。
 - ア. 発火のおそれのある物品は、施設内に持ち込まぬこと。
- (4) その他、管理者が定めたこと。

(緊急時における対応方法)

第11条 通所介護従事者は、現に指定通所介護の提供を行なっている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行なう等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第13条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等をおこなってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(非常災害対策)

第14条 通所介護の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、非難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮をとる。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 指定通所介護事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
4. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規定は、平成12年4月1日より施行する。

この規定は、公布の日から施行し、平成12年12月1日より適用する。

この規定は、公布の日から施行し、平成14年10月21日より適用する。

この規定は、公布の日から施行し、平成14年10月28日より適用する。

この規定は、公布の日から施行し、平成15年6月1日より適用する。

この規定は、公布の日から施行し、平成17年7月1日より適用する。

	附	則			
改定	平成17年	9月21日	適用	平成17年	10月1日
改定	平成24年	3月26日	適用	平成24年	4月1日
改定	平成27年	3月26日	適用	平成27年	4月1日
改定	平成27年	7月25日	適用	平成27年	8月1日
改定	平成29年	9月30日	適用	平成29年	10月1日
改定	平成30年	3月2日	適用	平成30年	4月1日
改定	令和1年	9月30日	適用	令和1年	10月1日
改定	令和3年	3月31日	適用	令和3年	4月1日
改定	令和3年	7月31日	適用	令和3年	8月1日
改定	令和6年	3月31日	適用	令和6年	4月1日
改定	令和7年	3月31日	適用	令和7年	4月1日